

○大和川右岸水防事務組合議会傍聴規則

制 定 昭 34. 1. 14 規則 2

最近改正 平 23. 12. 26 規則 1

第 1 条 会議の傍聴しようとする者は、関係係員に住所、氏名を申出で、その指揮により傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴席が満員になったときは、傍聴人の入場を止める。

第 2 条 凶器を携帯する者、酩酊しておる者等議長が適切でないと認める者は、入場を許さない。

第 3 条 傍聴人は、如何なる理由があっても議席に入ることができない。

第 4 条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 見苦しくない服装を整えること
- (2) 帽子、外套の類を着用しないこと
- (3) 傘、杖の類を携帯しないこと
- (4) 静粛を守り、議事を妨害しないこと
- (5) 飲酒その他見苦しい言動をしないこと
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような物品の持ち込みや行為をしないこと

第 5 条 前条の規定を守らないときは、これを戒告し、なお改めないときは、退場を命ずるものとする。

第 6 条 傍聴を禁じたとき、又は退場を命ぜられたときは、直ちに退場せねばならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。